

千葉県報

定例
令和7年11月7日

主要目次

- 国民健康保険組合の規約の変更認可
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧

告示

示

千葉県告示第五百七十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、千葉県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和七年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の地区

変更前 千葉県の区域内の市町村、福島県郡山市、茨城県水戸市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、かずみがうら市、神栖市、行方市及びつくばみらい市並びに稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町、猿島郡境町並びに北相馬郡利根町、栃木県佐野市及び小山市、群馬県桐生市、埼玉県さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、加須市（旧北埼玉郡騎西町及び大利根町を除く。）、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、朝霞市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市及びふじみ野市並びに秩父郡小鹿野町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、清瀬市、稲城市及び西東京市、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市並びに三浦郡

葉山町、山梨県北杜市並びに静岡県熱海市

変更後 千葉県の区域内の市町村、福島県郡山市、茨城県水戸市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、かずみがうら市、神栖市、行方市及びつくばみらい市並びに稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町、猿島郡境町並びに北相馬郡利根町、栃木県佐野市及び小山市、群馬県桐生市、埼玉県さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、加須市（旧北埼玉郡騎西町及び大利根町を除く。）、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、朝霞市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市及びふじみ野市並びに秩父郡小鹿野町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、清瀬市、稲城市及び西東京市、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市並びに三浦郡葉山町、山梨県北杜市並びに静岡県熱海市

二 変更認可の年月日

令和七年九月二十九日

千葉県告示第五百七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和七年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 四街道市南波佐間字笹目沢三四〇番一の一部及び三四〇番二の一部（別図のとおり）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和七年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 四街道市南波佐間字笹目沢三四〇番二の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年十一月七日から令和八年三月九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十一月七日から令和八年三月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスのアオキ上茂原店

茂原市上茂原字仲ノ町四二三番五ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二、五一二番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

スーパードッグ上茂原店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

クスのアオキ上茂原店

5 変更年月日

令和七年九月二十四日

二 届出年月日

令和七年十月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧期間

令和七年十一月十日から二十三日まで

二 縦覧場所

千葉県流山区画整理事務所(流山市南流山一丁目一三番地)

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先